（郵便物認可）　（本號八面）　明治廿三年九月廿七日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千一百九十號　土曜日
明治廿三年九月廿七日（辛亥）
舊曆庚寅八月十四日
日出午前五時三十三分　入午後六時零八分
月出午後五時三十九分　入午前三時五十一分
滿潮午前三時二十一分　午後四時二十分
（西暦一千八百九十年）

土耳其軍艦沈沒の悲慘

廣く義捐金を募集して憐む可き罹災者の心情を慰め日本人の慈愛義俠を海外に表明せんとす

土國軍艦沈沒の悲報は載せて前日來の時事新報に詳かなり本社此悲報に接し默して此不幸の出來事を看過する能はず日本國人の慈愛義俠なる斯る悲慘の報を聞いて亦坐視する能はざるを知り茲に廣く義金を世人に募り以て罹災者を弔慰するの資に供し極東の文明國慈愛義俠に富む事を世界に表明せんと欲す此事たる獨り慈愛義俠の情を滿足せしむるのみならず亦た一國の名譽に關するものあり世人幸に此計畫を贊助して義金を本社に投せられよ切に企望する所なり

明治二十三年九月　時事新報社

義捐金受取手續

一義捐金は一口十錢以上とす

一本社義捐金を受取りたる時は其金額丼に義捐者の姓名を本紙上に記載し之を以て金員受領の證とす

一募集の金を罹災者に贈與するの手續きは取調べの上本社之を定めて更に紙上に公告す可し

一募集申込の期日は來る十月十日を以て限りとす

横濱丼に接近地義捐者の便利の爲め時事新報賣捌所なる同市本町四丁目鈴木滿之助に義捐金受取方を托したるに付同所に申込みあれば直ちに本社に達すべし

時事新報

國會議員の服裝

國會議員に當然の務は議場の議事にして議會の開場も既に切迫したる今日に於ては豫め政務の調査に從事するなど其事頗る多端なる可く又其姓名を政黨の名簿に留むる人々に至りては目下政界多事にして政黨の組織又は分合談の喧しき折柄、一身の主義方向を定めて自黨の爲めに周旋奔走するなど凡そ議員の任に在るものは此際に當りて其心配苦勞も少なからざる事あらんなれども今その公に對する務を外にし一身の私事に就ても亦多少の心勞なきみと能はず第一議員の服裝の如き其事甚だ些末なるが如くなれども銘々の私に就て考ふるときは大に思慮を要す可きものあり世間の眼に議員の服裝は遠く之を一樣にして議場の體裁を整一ならしむ可しなど云ふものあり成程服裝を一樣にして議場の體裁を整ふる其効用は暫く忍ぶ可しとするも既に衣服の一點に於て改さる所あるときは之に伴ふものあるを免れずして馬車も入用なれば邸宅も亦入用なりなど種々雜多の入用を惹起して隨て徒に費用の嵩むを致し願みて田園業を勉むるの當日を思へば大に初志に負くの憾あるに至る可し夫れも意ふ斯る所爲に出でざれば議場に列するみと相叶はずとの儀ならば致方なしと雖も議會は元來議員たる者が自由に國事を議する處にして單に表面の儀式のみを行ふの場所にあらざれば其表面の體裁の爲めに斯る無數の不便を冒して强ひて服裝を一定するの必要も萬々なかるべし且又服裝を一定す可しとの理由は議員が種々樣々なる不揃の服を着して議場に列席するときは其體裁、佳あらずと云ふに在るみとあれども抑も今の日本社會の有樣を見るに服裝の一事に就て云へば男子は多く洋服を着し女子は重もに日本服を着する其間にも亦種々異樣の服裝を爲すもの多くして其不揃は此上なければ目みれに慣るゝときは見て以て尋常の事となして少しも怪しむものなし蓋し揃と云ひ不揃と云ふは本來關係の詞にして絶對の比較にあらざるが故に其實體は種々樣々にして不揃なるも衆目みれを見て以て怪しまざれば之を揃ふと云ふも可あり例へば袴羽織に西洋船來の帽子を戴くは一身を裝ふに和洋二種の物を以てして甚だ不揃なれども世に之を怪しむ者なきは其不揃を以て揃ふたりと認めたに其習慣を成したるが故なり故に日本士人の會合に甲は洋服し乙は和服し洋和不揃あるが如くなれども社會の見る所を以て揃ふたりとすれば毫も怪しむに足らず强て之を一樣にせんとするは社會の現狀に對照して却て不揃の實を現はすものと云はざるを得ず誠に無益の沙汰にして我輩の贊成するみと能はざる所なり若し議員が議場に出づるにフロックコートなど無理に躬屈なるものを着るに及ばず苟も禮節を欠かざる限りは銘々着慣れたる勝手の服を服し區々たる事に彼れ是れと思慮を勞するみとを止め其本分の職務に就て專ら盡す所ある可きなり而して是事に就て更に一の所望ありと云ふは外ならず從來官奥を帶びたる交際待遇の法には兎角服裝に依りて人を區別するの風を成し靴の外は裏降を許さずの掟示などは常に見る所にして宴會の招待狀に燕尾服フロックコートと注文を記すなども往々見る所なれども服裝に由て人の待遇方を區別するは今の日本社會には甚だ不通の映にして殊に議員の服裝を勝手次第と定むる上は斯る不通の風習は速に廢せざる可らず即ち議會の內外に論あく議員たる者は其服裝の如何に拘らず總て其待遇法を同一樣するみと肝要なる可し斯の如くにして服裝勝手の實も始めて行はる可きか、我輩は讀者に就き其外面の服裝を嫌へんよりも其內部の心事を嫌へて議場の粹意ならんとを願る者なり

雜報

○英國の條約締結　近頃英獨の間に屬地受授の條約を締結するに當りて〜リゴランドを獨逸に讓り渡すの一條に付英國內閣は議案を下院に提出したるが其事實を吟味すれば閣國主權の有る所を知るに足るべく歐洲の立憲國に倣ふて新に憲法を制定したる國に在りては其應用の參考となるべきものあり抑も立憲政體の國少からずと雖も由來を尋ねれば獨逸あり米國あり伊太利なり其他あり就れも例を英國に取りたるものにして憲法の元祖は英國なるに其英國憲法の文面に從ふ時は條約締結の權は全く君主に在りて土地の受授等を約定するも總べて君主の自由あれ共實際の點に至りては下院に甚だ大なる勢力あり若し一條約を不利とする時は其箇條を駁判せし內閣を顚覆するを得ればなり下院は實に條約の締結を妨ぐる能はず其批准を終りて國民皆之に從はざるを得ざるに至るまで表面より干渉する能はず尤も之を實行するが爲めに新に法律を設けざるべからざる事情あれば格別の場合として充分銳く其實行を妨ぐるを得べし併し要するに下院は直接に條約締結に干渉する能はざれども不都合なるものを締結したる內閣を顚覆するみとを得るが故に內閣は間接に此利劍の頭上に臨むを恐れて多分下院が可とするに相違あるべしと思はるゝものにあらざれば敢て締結せざるあり偖へりゴランドの事に付て其の嶋を獨逸に讓與するは英獨今度の條約の重なる部分なれども〜ルズベリー侯は例外の處置を以て其讓與案を下院に提出せり此れ一方より考ふる時は憲法に背きたる處置にしてグラッドストーン氏が之に反對したるの精神は全く茲に在り氏は第一に條約によりて土地を讓り渡すは全く君主の特權なるが故に其議案は無用なりと論せり蓋し英國に於ける君主の特權の何程迄に有名無實なるかを知らば此第一難は左のみ大切ならざれども第二の反對は上院が下院と共に條約問題に關係するの先例を生ずるが故に不可なりと云ふに在り此れ即ち氏が反對する要點なるべし上院は常に保守の勢力旗なるが故に若し其承諾を得ざるべからざる事となれば自由黨は眞實國の爲めに得策とする條約をも締結するみと能はざるべければあり內閣は必ず下院の多數に支へらるゝものなるが故に下院のみの向背を考ふるは何も差支へあけれども尙は其上に上院が加はるみとゝなれば事態大に困難とあるみとあるべしグラッドストーン氏は之を先見して政府の處置に反對を試みたるに其答辨は極端の場合を以て通常の事を云々されては迷惑するなり上院は國民も希望し下院も贊成する條約を我儘に政治上の僻見を以て妨ぐべからず其權力を行ふには宜しく公平なるべきなりとの趣意なりしよし

○獨逸皇帝　英國々會議員某が過日獨逸に旅行して親しく同國君民の感情を觀察したる演話なりと云ふを聞くに獨逸皇帝の性情に就ては是迄世上種々の取沙汰ありて同帝は生來粗暴過激にして思慮に乏しく常に戰鬪を好める者の如く風聞ありしを以て帝が即位の時には今にも歐洲の中央に戰端を開くが如く世人一般に評して歐洲の社會は何んとなく穏ならざりしが此は全く過慮の妄想にして帝の眞情を穿ち得し者にあらざるは帝が治政の第一策として英露の兩國と平和親睦の希望を示めしたるの一事にても充分に之を察知するに足るべし今日母子の間柄甚だ親密にして其友を親み軍人を敬するの情は日常帝の行爲に現れ每に同國人民の目擊する所なり前宰相ビスマルク侯の時に於ては軍人の昇進兎角當を得ずして軍人社會に不平多かりしも帝の治政以來は戰陣屢明にして從來有爲の軍人にして地位を得ざりし者も既に昇進して其器量を現はすに至れり帝が伯林兵學校に臨御せし時の如きは其度量の寛大にして能く人の過を忍ふに足るべしとする迄陸軍士官たる者一朝同時利帝は自ら授業來る者あり此士官は今に僅に二週間物を受けたりして私慾に克つの所なり帝常に餐の多少を惹は其職工へ待を與へたり帝迄も怠惰安

○豐州鐵道の中野松三郎兩め出京し鐵道線路と交叉より窓に鐵道更に出願す

の上一方には諸郡發起人中更に創業事務にも一時の株んあれば會社とて先づ各公債の利子に し尙ほ其他の六七分通りは然るに田川郡濟みなば甚だより此線路を り從て相應の齋藤美知彦氏に其筋へ本免據れば此線路蛭港に在りと同地及八屋し又其工事費保證するみと業を成就せし

○はてし無しイヤ是は〜ゝ〜ゝそ居らッしたマア〜ズらへ（檀那）へ い手前にかまメッキリ御無したムニヤ

○（檀那）イヤは言いたト急なれば（坊主）げ是はナト單狽へてひれ伏はモー大抵よ首を上げて又何所迄行て